

はじめに

この度、平成 16 年度の業績をまとめ、年報第 22 号として発行するはこびとなりました。

さて、平成 16 年度の内外の事件等を顧みますと、海外においては、アメリカでのウエストナイル熱の流行、ベトナムやタイにおける高病原性鳥インフルエンザの流行に伴う人への感染や西アフリカでのポリオの流行が問題となり、国内においては、C型肝炎ウイルスの感染を広めたとされるフィブリノゲン製剤の納入先医療機関の公表、スギヒラタケによる急性脳症や特別養護老人ホームでのノロウイルスの集団感染、さらに、県内においては、簡易水道水の異臭味事件やケシの卸売市場への流通、加えて、結核・腸管出血性大腸菌の集団発生等々、保健衛生、食品衛生さらには快適で安全な生活環境の確保を脅かすような事件等が発生し、感染症や食品等に対する安全確保のために国及び県の果たすべき役割が求められた年でありました。

このような問題が地域で発生した際は、まず最初に地域での問題解決が原則であり、地域住民も地域での速やかな解決を望んでいると思われます。問題解決の第一歩は原因の特定であり、感染症や食品、医薬品、水等の問題の原因究明に地方衛生研究所の果たすべき役割の重要性と使命、地方衛生研究所の存在意義を改めて痛感したところです。

一方、ウエストナイル熱や高病原性鳥インフルエンザ等の動物由来感染症に対応するため、平成 15 年 10 月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)等が改正されました。これらの改正を受け、本県においても、平成 16 年 5 月に「福島県動物由来感染症対策実施要綱」が策定され、当研究所においても、検査体制の機能強化が求められているところであります。

しかしながら、多様化している問題や県民からの要請に応えていくためには、人員や施設、設備など十分といえる状況ではありません。その中で、県民が安心かつ安全な生活を送るために、所員の日頃の研鑽・努力は当然のこととして、一人一人が研究所のあり方並びに進むべき道を真剣に考え、一丸となって邁進していく所存です。

これからも、関係部局や保健所等との、なお一層の連携のもと、本県の保健衛生行政における科学的かつ技術的中核機関としての役割を果たしていくため、多くの方からのご批判とともに、ご支援をお願い致します。

私たち福島県衛生研究所員にとりましては、県民をはじめとする多くの方々からの忌憚のないご意見を頂き、謙虚に職務を見直していくことがもっとも大切なことだと自戒しております。本年報をご高覧頂き、ご意見を頂ければ幸いです。

平成 18 年 3 月

福島県衛生研究所長 西田茂樹